

令和元年度

職業訓練指導員講習 (48時間講習)のご案内

〈厚生労働大臣の指定する講習〉

職業能力開発促進 職業訓練指導員能力開発施設及び、
認定職業訓練施設で訓練を担当する指導員は、免許を受けた者でなければならぬことになっています。

この講習は職業能力開発促進法に基づいて実施され、講習修了者
(確認試験合格者)には申請により、北海道知事名で免許証が交付
されます。

受付と実施期間

- (1) 受付期間 令和元年12月2日(月)から12月13日(金)
- (2) 実施予定会場及び講習期間 案内書7頁を参照して下さい
- (3) 受付団体

北海道職業能力開発協会
(技能振興部技能振興課)

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号
北海道立職業能力開発支援センター内
TEL:011-825-2386/FAX:011-825-2390
ホームページ<http://www.h-syokunou.or.jp>
E-mail shinkou@h-syokunou.or.jp

別表第十一（第三十七条、第四十五条関係）

免 許 職 種	訓 練 科	免 許 職 種	訓 練 科	免 許 職 種	訓 練 科
1 園 芸 科	園芸サービス系園芸科	43 和 裁 科	裁 縫 系 和 裁 科	85 土 木 科	土木系土木施工科
2 造 園 科	園芸サービス系造園科	44 寝 具 科	裁 縫 系 寝 具 科		土 木 科
3 森林環境保全科	森林系森林環境保全科 林業機械運転科	45 帆 布 製 品 科	帆布製品系 帆布製品製造科	86 測 量 科	土木系測量・設計科
4 鉄 鋼 科	金属材料系鉄鋼科	46 木 型 科	木材加工系木型科	87 建築物設備管理科	設備管理・運転系ビル管理科
5 鋳 造 科	金属材料系鋳造科	47 木 工 科	木材加工系木工科	88 ボ イ ラ ー 科	設備管理・運転系 ボイラー運転科
6 鍛 造 科	金属材料系鍛造科		製 材 科		ボイラー運転科
7 熱 処 理 科	金属材料系熱処理科		木 工 科		揚重運搬機械運転科
8 塑 性 加 工 科	金属加工系塑性加工科	48 工 業 包 装 科	木材加工系工業包装科	89 ク レ ーン 科	クレーン運転科
	金 属 プ レ ス 科	49 紙 器 科	紙加工系紙器製造科		玉 掛 け 科
	製 罐 科	50 製 版 ・ 印 刷 科	印刷・製本系製版科		揚重運搬機械運転系 建設機械運転科
9 溶 接 科	金属加工系溶接科	51 製 本 科	印刷・製本系印刷科	90 建 設 機 械 運 転 科	建設機械運転科
10 構造物鉄工科	金属加工系構造物 鉄工科	52 プラスチック製品科	プラスチック系 プラスチック製品成形科	91 港 湾 荷 役 科	揚重運搬機械運転系 港湾荷役科
11 金属表面处理科	金属表面处理系 めっき科	53 レザー加工科	レザー加工系靴製造科		港 湾 荷 役 科
	金属表面处理系 陽極酸化処理科	54 ガ ラ ス 科	レザー加工系鞆製造科		玉 掛 け 科
12 機 械 科	機械系機械加工科	55 ほうろう製品科	ガラス加工系 ガラス製品製造科	92 化 学 分 析 科	化学系化学分析科
	機械系精密加工科	56 陶 磁 器 科	窯業製品系 ほうろう製品製造科	93 公 害 検 査 科	化学系公害検査科
	機械系機械製図科	57 石 材 科	窯業製品系 陶磁器製造科	94 木 材 工 芸 科	工芸系木材工芸科
13 電 子 科	電気・電子系 電気通信設備科	58 麵 科	石材系石材加工科	95 竹 工 芸 科	工芸系竹工芸科
	電気・電子系 電子機器科	59 パン・菓子科	石材系 石材加工科	96 漆 器 科	工芸系漆器科
	電気・電子系 電子機器科	60 食 肉 科	石材系 石材加工科	97 貴 金 属 ・ 宝 石 科	工芸系貴金属・宝石科
14 電 気 科	電気・電子系 製造設備科	61 水 産 物 加 工 科	食品加工系食肉加工科	98 印 章 彫 刻 科	工芸系印章彫刻科
	電気・電子系 電気機器科	62 発 酵 科	食品加工系水産加工科	99 塗 装 科	塗装系金属塗装科
	電気・電子系 電気製図科	63 建 築 科	食品加工系 発酵製品製造科	100 広 告 美 術 科	塗装系木工塗装科
15 コンピュータ制御科	電気・電子系 コンピュータ制御科	64 枠組壁建築科	建築施工系木造建築科	101 デ ザ イ ン 科	デザイン系工業デザイン科
16 発 変 電 科	電力系発変電科	65 と び 科	建築施工系 枠組壁建築科	102 義 肢 装 具 科	デザイン系商業デザイン科
17 送 配 電 科	電力系送配電科	66 建 設 科	建築施工系 鉄筋コンクリート施工科	103 電 気 通 信 科	義肢・装具系義肢・装具科
18 電 気 工 事 科	電力系電気工事科	67 プレハブ建築科	建築施工系 建設科	104 電 話 交 換 科	通信系電気通信科
19 自動車製造科	第一種自動車系 自動車製造科	68 屋 根 科	建築施工系 プレハブ建築科	105 事 務 科	オフィスビジネス系 電話交換科
20 自動車整備科	第一種自動車系 自動車整備科	69 ス レ ー ト 科	プレハブ建築系 プレハブ建築科		オフィスビジネス系 一般事務科
	第二種自動車系 自動車整備科	70 建 築 板 金 科	プレハブ建築系 プレハブ建築科		オフィスビジネス系 OA事務科
21 自動車車体整備科	第二種自動車系 自動車車体整備科	71 防 水 科	建築外装系 建築板金科	106 貿 易 事 務 科	オフィスビジネス系 貿易事務科
22 航空機製造科	航空機系航空機製造科	72 サッシ・ガラス施工科	建築外装系 建築板金科	107 流 通 ビジネス科	流通ビジネス系 ショップマネジメント科
23 航空機整備科	航空機系航空機整備科	73 畳 科	建築外装系 スレート施工科		流通ビジネス系 流通マネジメント科
24 鉄道車両科	鉄道車両系 鉄道車両製造科	74 インテリア科	建築外装系 建築板金科	108 写 真 科	写真系写真科
25 造 船 科	船舶系造船科	75 床 仕 上 げ 科	建築外装系 建築板金科	109 介 護 サ ー ビ ス 科	社会福祉系 介護サービス科
26 時 計 科	精密機器系時計修理科	76 表 具 科	建築内装系 建築板金科	110 理 容 科	理容・美容系理容科
27 光学ガラス科	精密機器系 精密機器系 光学ガラス加工科	77 左 官 ・ タ イ ル 科	建築内装系 インテリア・サービス科	111 美 容 科	理容・美容系美容科
28 光学機器科	精密機器系 精密機器系 光学機器製造科	78 築 炉 科	建築内装系 インテリア・サービス科	112 ホ テ ル ・ 旅 館 ・ レ ス ト ラ ン 科	接客サービス系 ホテル・旅館・レストラン科
29 計測機器科	精密機器系 精密機器系 計測機器製造科	79 ブロック建築科	建築内装系 インテリア・サービス科	113 観 光 ビジネス科	接客サービス系 観光ビジネス科
30 理化学機器科	精密機器系 精密機器系 理化学器械製造科	80 熱 絶 縁 科	建築内装系 インテリア・サービス科	114 日 本 料 理 科	調理系日本料理科
31 製材機械科	製材機械系 製材機械整備科	81 冷 凍 空 調 機 器 科	建築内装系 インテリア・サービス科	115 中 国 料 理 科	調理系中国料理科
	製材機械整備科	82 配 管 科	建築内装系 インテリア・サービス科	116 西 洋 料 理 科	調理系西洋料理科
32 内燃機関科	機械整備系 機械整備系 内燃機関整備科	83 住 宅 設 備 機 器 科	建築内装系 インテリア・サービス科	117 臨 床 検 査 科	保健医療系臨床検査科
33 建設機械科	機械整備系 建設機械整備科	84 さ く 井 科	建築内装系 インテリア・サービス科	118 フ ラ ワ ー 装 飾 科	装飾系フラワー装飾科
	建設機械整備科		建築内装系 インテリア・サービス科	119 メカトロニクス科	メカトロニクス系 メカトロニクス科
34 農業機械科	機械整備系 農業機械整備科		建築内装系 インテリア・サービス科	120 情 報 処 理 科	第一種情報処理系 OAシステム科
35 縫製機械科	縫製機械系 縫製機械整備科		建築内装系 インテリア・サービス科		第一種情報処理系 ソフトウェア管理科
	縫製機械整備科		建築内装系 インテリア・サービス科		第一種情報処理系 データベース管理科
36 織 布 科	製織系織布科		建築内装系 インテリア・サービス科		第二種情報処理系 プログラム設計科
37 織機調整科	製織系織機調整科		建築内装系 インテリア・サービス科		第二種情報処理系 システム設計科
38 染色科	染色系染色科		建築内装系 インテリア・サービス科		第二種情報処理系 データベース設計科
39 ニ ッ ト 科	アパレル系ニット科		建築内装系 インテリア・サービス科		121 フォークリフト科
40 洋 裁 科	アパレル系洋裁科		建築内装系 インテリア・サービス科	122 建 築 物 衛 生 管 理 科	建築物衛生管理科
41 洋 服 科	アパレル系洋服科		建築内装系 インテリア・サービス科	123 福 祉 工 学 科	建築物衛生管理科
42 縫 製 科	アパレル系縫製科		建築内装系 インテリア・サービス科		

1 免許職種

職業訓練指導員の免許は、厚生労働省令（規則別表第十一）で左記に定められた免許職種ごとに交付されます。

別表第十一に示されているとおり、免許職種に対応する訓練科の普通訓練課程及び短期訓練課程を担当することができます。

なお、この免許証の取得者は、技能検定1級、2級、3級及び単一等級の受検にあたり、該当の技能検定職種の学科試験が免除（8ページ別表第十一の二）になる外、労働安全衛生法等に基づく資格取得にさいし、作業主任者の免許又は試験科目、あるいは技能講習の科目が一部免除になります。（職種によって異なります。）

2 受講資格

この講習を受講するには次の一覧表のいずれかに該当していなければなりません。

職業訓練指導員資格取得講習会（48時間講習）受講資格

法令根拠		受講資格	実務経験年数	提出書類 (4頁参照)
法 第 28 条 第 3 号 項	3	規則第39条1号	1級または単一等級の技能検定合格者 (電子回路接続及びバルコニー施工を除く)	0 1. 3. 6.
		規則 附則 第9条	1号	学校教育法による大学卒業生 (免許職種に関する学科を修了した者)
	2号		学校教育法による短期大学または高等専門学校 (高専) 卒業生 (免許職種に関する学科を修了した者)	4 1. 2. 3. 4. ※特別履修証明書
	2号の2		応用課程の高度職業訓練修了者 (技能照査合格者)	1 1. 2. 3. 5. 6.
	2号の3	専門課程の高度職業訓練修了者 (技能照査合格者)	3 1. 2. 3. 5. 6.	

法令根拠			受講資格	実務経験年数	提出書類 (4頁参照)	
法 第 28 条 第 3 項	3 8 号	労 働 省 告 示 第 38 号	1号	専門課程の高度職業訓練修了者	4	1. 2. 3. 5.
			1号の2	普通課程の普通職業訓練修了者 (技能照査合格者)	6	1. 2. 3. 5. 6.
			1号の3	普通課程の普通職業訓練修了者	7	1. 2. 3. 5.
			2号	短期課程の普通職業訓練 (700時間以上) 修了者	10	1. 2. 3. 5.
			3号	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	1. 2. 3. 5.
			4号	外国の学校 (学校教育法による大学と同等以上と認められるもの) 卒業生	2	1. 2. 3. 4.
			5号	旧法による認定職業訓練 (3年)、または改正前の労働基準法による技能者養成の修了者	7	1. 2. 3. 5.
			6号	学校教育法による高等学校卒業生 (免許職種に関する学科を修了した者)	7	1. 2. 3. 4. ※特別履修証明書
			7号	旧法の職業訓練 (2年及び3,600時間)、または旧法の認定職業訓練 (2年) 修了者	8	1. 2. 3. 5.
			8号	旧法の職業訓練 (1年及び1,800時間)、または改定前の職業安定法の職業補導 (1年及び1,824時間) 修了者	10	1. 2. 3. 5.
			9号	旧法の施行前の失業保険法による職業訓練 (1年及び1,824時間) 修了者	10	1. 2. 3. 5.
			10号	旧法による家事サービス職業訓練担当者	0	1. 2. 3.
			11号	昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者 (技能照査合格者)	3	1. 2. 3. 5. 6.
11号の2	昭和53年改正規則以前の特別高度訓練課程の養成訓練修了者	4	1. 2. 3. 5.			
11号の3	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者 (技能照査合格者)	6	1. 2. 3. 5. 6.			
12号	昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	1. 2. 3. 5.			

法令根拠			受講資格	実務経験年数	提出書類 (4頁参照)	
法第28条第3項	3号	労働省告示第38号	13号	昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練 修了者	10	1. 2. 3. 5.
			14号	前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認 めた者	15	1. 2. 3. 7.

- ① 学校、各種訓練、実務経験年数は、ともに免許職種と同一の職種に限ります。
 ② 「旧法」…廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）
 ③ 受講資格中、高度職業訓練、普通職業訓練とは、平成5年改正前の養成訓練のことで。

※特別履修証明書

別表11に掲げる科目と、卒業した教育機関での履修科目が合致するかを審査する書類です。該当する方は、所定の証明書用紙をお送りしますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。なお、卒業した教育機関から証明書への記入・捺印を受ける必要がありますので、該当者はお早めに手配願います。

- 注 1 実務経験年数は、各課程の修了後又は卒業後の年数です。
 2 技能検定職種と指導員免許職種について
 (1) 技能検定職種にはありますが職業訓練指導員免許職種がないものは16職種あります。その職種は次のとおりです。
 溶射、金属ばね製造、ロープ加工、金属研磨仕上げ、プリント配線板製造、産業車両整備、複写機組立、空気圧装置組立、ファインセラミックス製品製造、厨房設備施工、樹脂接着剤注入施工、自動ドア施工、路面標示施工、舞台機構調整、産業洗浄、商品装飾展示
 (2) 職業訓練指導員免許職種はありますが、48時間講習の受講資格のない職種は2職種で、次のとおりです。
 電子回路接続、バルコニー施工
 3 14号について
 (1) 昭和60年10月1日付け、能発第210号、労働省職業能力開発局長通達により、「新たに訓練科目が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、当該職種に係る実務の経験年数が15年以上である者とする。」により別紙3-1が必要です。
 (2) 平成27年3月30日付け、能発0330第3号、厚生労働省職業能力開発局長通達「委託訓練の実施要領」により、訓練の指導を担当する者は、職業訓練指導員免許を有する者又は能開法第30条の2第2項の規定に該当する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であるため別紙3-2が必要です。

●根拠法令等

職業能力開発促進法第28条第3項第3号及び第4号
 職業能力開発促進法施行規則第39条第1項第1号
 職業能力開発促進法施行規則附則第9条第1項
 昭和44年10月1日労働省告示第38号（平成12年12月25日改正）
 昭和45年7月1日労働省告示第39号（平成12年12月25日改正）

【提出書類】

- 1 受講申請書（様式1）
- 2 実務経歴証明書（様式2-1）
- 3 履歴書（様式2-2）写真は必ず貼ってください。
- 4 学歴証明書（卒業（修了）証書及び専門学科の細目についての履修証明書）
※履修証明書は成績証明書でも可
- 5 訓練歴証明書（修了証等、写しでも可）
- 6 資格等取得証明書（1級、単一等級合格証書、技能照査合格証等、写しでも可）
- 7 受講資格証明書（別紙3-1・3-2のそれぞれ該当するもの）

実務経験は、現場作業の外に管理監督・訓練・研究の実務年数を含めます。
また、次に該当する者は受講できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者。
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者。

3 受講申請手続

受講希望者は、担当団体を経由して北海道職業能力開発協会に受講申請をしてください。

受講資格により提出する書類が違いますので、受講資格一覧表の提出書類の欄を参照してください。

補講を希望する場合は上記提出書類と補講申請書、前回（前年）の受講票（写しでもよい）を提出してください。

4 申請書等の記入方法

(1) 受講申請書の記入について

氏名、生年月日は戸籍上の氏名、生年月日を正確に記入してください。

免許職種名は別表十一のとおりです。免許職種と対応する訓練科を間違えないようにしてください。

(2) 実務経歴証明書

証明は、所属組合・団体又は事業所の代表者から経歴全期間の証明をもらってください。

受講者が事業主の場合は、所属する団体・組合等から証明をもらってください。

(3) 履 歴 書

住所は、合格通知等に使用されるので、アパート、マンション名・部屋番号を、又下宿・間借り等は〇〇方等を正確に記入してください。

又、受講申請後、住所を変更した場合は、受付をした団体に直ちに連絡してください。

5 受講定員、受付順位と受講者の決定

(1) 一回の受講生数は、会場により、それぞれ定員を定めてあります。

希望者が多い場合は、訓練業務（北海道において、職業訓練施設で実施している訓練科）につく者が優先的に受講できるように順位が定められていますので受講申請時に確認ください。

(2) 受講申請書を提出後、資格を審査し、適格者には受講票を送付します。

6 手数料、講習の内容について

(1) 受講申請時に必要な金額

24,200円（現金で納入して下さい）

（内訳）

①受講手数料 14,300円（含消費税）

②教科書代 3,900円（含消費税）

③テキスト代 6,000円（含消費税）

※受講者として決定した後は、取消・受講欠席等の事由が生じても、受講手数料はお返しできません。

(2) 講習資料

ア 教科書は、厚生労働省監修「職業訓練における指導の理論と実際（十一訂版）3刷」です

イ テキストは、当協会で編さんしたものです

ウ 事例研究に用いる用紙は、会場で無料配付します

(3) 講習科目等の基準

教 科	講習時間	内 容
・職業訓練原理	4時間	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
・教科指導法	16時間	訓練実施計画、指導の準備、指導の進め方、教材の活用、訓練評価等
・労働安全衛生	3時間	安全管理、安全の確保、労働と健康、労働衛生管理等
・訓練生の心理	7時間	訓練生の選抜、訓練生の特質の理解、技能の習得等
・生活指導	6時間	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法等
・職業能力開発関係法規	4時間	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
・事例研究	6時間	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の実習
・確認試験	2時間	
計	48時間	

(4) 確認試験及び講習の修了

ア 確認試験は、各教科の内容を理解したか否かを判定する為に実施します。

イ 講習の修了証書は、確認試験において一定の基準（60%以上）に達し、全講習時間（48時間）の80%以上受講した者に交付します。（ $48H \times 80\% = 38.4H = 38\text{時間}24\text{分}$ 、 $48H - 38.4H = 9.6H = 9\text{時間}36\text{分以上}$ 休むと修了証書は交付されません。）

ウ 試験の受け方は、全道統一されておりますので、当日係員の説明に従ってください。

7 補 講

確認試験において所定の合格基準に達しなかった者については次の年度一回に限り、受講手数料免除で再受講できます。

この場合は、前回（前年）の受講票（写し可）と補講申請書（様式6）及び4頁の提出書類2～7までの該当書類を提出してください。

8 講習修了資格の取消し

受講に関して次のような不正行為があったときは、講習を停止し、修了証書交付後に判明したときは、その修了を取消すとともに、修了証書を返還していただきます。

- (1) 確認試験の受験にさいし、不正を犯したとき。
- (2) 確認試験の問題等秘密事項について、関係者に情報の提供を求め、かつ、これを受けたとき。
- (3) 受講申請書、履歴書、経歴証明書等の内容を偽って記入した場合。
- (4) その他受講に関して不正行為があった場合。

9 指導員免許の申請（合格者のみ）

講習最終日に実施する確認試験に合格した方には、後日、指導員免許の申請に必要な書類を送付しますので、最寄りの総合振興局・振興局産業振興部商工労働観光課で手続きをお願いします。

※各総合振興局・各振興局一覧表を参照

※手続き時に、北海道収入証紙（2,300円）が必要です。

10 携行品

- (1) 教科書、テキスト、ノート
- (2) 筆記用具（鉛筆、消しゴム、マーカー等）
- (3) 計算用具（小型電卓等）
- (4) 上靴（会場により異なります。）
- (5) その他

- ・電話 原則として取りつぎません。
- ・携帯電話 受講中は、マナーモード又は、電源をお切り下さい。
- ・駐車場 会場の指示に従ってください。
- ・昼食 //

11 実施予定会場及び講習期間は次のとおりです。

実施地	開催場所	実施年月日／定員	担当団体
札幌市	札幌市産業振興センター (〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 TEL:011-820-3033)	令和2年1月16日 ～1月24日(平日) 定員：60名	北海道職業能力開発協会 TEL:011-825-2386 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内
滝川市	中空知地域職業訓練センター (〒073-0025 滝川市流通団地3丁目6番23号 TEL:0125-24-1880)	令和2年1月21日 ～1月29日(平日) 定員：15名	空知地方技能訓練協会 TEL:0125-24-1880 〒073-0025 滝川市流通団地3丁目6-23 中空知地域職業訓練センター内
旭川市	北海道立旭川高等技術専門学院 (〒078-8803 旭川市緑が丘東3条2丁目1-1 TEL:0166-65-6667)	令和2年1月20日 ～1月28日(平日) 定員：15名	上川地方技能訓練協会 TEL:0166-46-5278 〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番地 上川総合振興局商工労働観光課内
北見市	北見地域職業訓練センター (〒090-0836 北見市東三輪5丁目1-4 TEL:0157-61-3116)	令和2年1月14日 ～1月22日(平日) 定員：20名	オホーツク管内職業能力開発協会 TEL:0157-61-3116 〒090-0836 北見市東三輪5丁目1番地4 北見地域職業訓練センター内
釧路市	釧路地域職業訓練センター (〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2-20 TEL:0154-52-1150)	令和2年1月14日 ～1月22日(平日) 定員：25名	釧路地方職業能力開発協会 TEL:0154-52-1150 〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2-20 釧路地域職業訓練センター内

※受講者の人数により会場及び実施月日については、変更する場合がありますので、ご承知ください。

技能検定の学科免除に該当する指導員免許職種一覧表 別表十一の二 (第四十五条の二、第六十四条の二、第六十四条の六の関係)

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
ビル設備 管 理	建築物設備 管 理 科	め っ き	金 属 表 面 処 理 科	木 工 機 械 整 備		パルコニー 施 工	建 築 科 枠組壁建築科	漆 器 製 造	木 材 工 芸 科 漆 器 科
園芸装飾	園 芸 科	アルミニウム 陽極酸化処理		機 械 木 工		建 築 図 面 製 作		貴 金 属 装 身 具 製 作	貴 金 属 ・ 宝 石 科
造 園	造 園 科 森 林 環 境 保 全 科	切 削 工 具 研 削	機 械 科 製 材 機 械 科	家 具 製 作	木 工 科	か わ ら ぶ き	屋 根 科	印 章 彫 刻	印 章 彫 刻 科
さ く 井	さ く 井 科	製 材 の こ 目 立 て	木 工 科 製 材 機 械 科	建 具 製 作		と と び	と と び 科	表 装	イ ン テ リ ア 科 表 具 科
金 属 溶 解	鉄 鋼 科 鉄 造 科	電 子 回 路 接 続		木 型 製 作	木 型 科	左 官	左 官 ・ タ イ ル 科	塗 装	塗 装 科
鑄 造		電 子 機 器 組 立 て	電 子 科	竹 工 芸	竹 工 芸 科	タ イ ル 張 り		塗 料 調 色	
粉 末 冶 金	鑄 造 科	半 導 体 製 品 製 造		紙 器 ・ 段 ボ ー ル 箱 製 造	紙 器 科	れ ん が 積 み	ブ ロ ッ ク 建 築 科 築 炉 科	広 告 美 術 仕 上 げ	広 告 美 術 科
ダイカスト		電 気 機 器 組 立 て	電 気 科 メ カ ト ロ ニ ュ 科	製 版	製 版 ・ 印 刷 科	築 炉	築 炉 科	義 肢 ・ 装 具 製 作	義 肢 装 具 科
鍛 造	鍛 造 科	家 庭 用 電 気 治 療 器 調 整	理 化 学 科 機 器 科	印 刷		ブ ロ ッ ク 建 築	ブ ロ ッ ク 建 築 科	工 業 包 装	工 業 包 装 科
金 属 熱 処 理		自 動 販 売 機 調 整	電 子 科 電 気 科	製 本	製 本 科	エ ー エ ル シ ー パ ネ ル 施 工		写 真	写 真 科
金 属 材 料 試 験	熱 処 理 科	鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	鉄 道 車 両 科	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	畳 製 作	畳 科	調 理	日 本 料 理 科 中 国 料 理 科 西 洋 料 理 科
機 械 加 工		時 計 修 理	時 計 科	強 化 プ ラ ス チ ッ ク 成 形		配 管	配 管 科 住 宅 設 備 機 器 科	ビ ル ク リ ー ニ ン グ	建 築 物 衛 生 管 理 科
放 電 加 工		光 学 機 器 製 造	光 学 ガ ラ ス 科 光 学 機 器 科	ガ ラ ス 製 品 製 造	ガ ラ ス 科	浴 槽 設 備 施 工		フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 科
金 型 製 作		内 燃 機 関 組 立 て	自 動 車 製 造 科 内 燃 機 関 科	ほ う ろ う 加 工	ほ う ろ う 製 品 科	型 枠 施 工			
工 業 彫 刻		縫 製 機 械 備 用	縫 製 機 械 科	陶 磁 器 製 造	陶 磁 器 科	鉄 筋 施 工	建 設 科		
仕 上 げ		建 設 機 械 備 用	建 設 機 械 科	石 材 施 工		コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工			
機 械 検 査	機 械 科	農 業 機 械 備 用	農 業 機 械 科	コ ン ク リ ー ト 積 み ブ ロ ッ ク 施 工	石 材 科	防 水 施 工	防 水 科		
機 械 保 全		冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 機 器 科	パ ン 製 造	パ ン ・ 菓 子 科	内 装 仕 上 げ 施 工	イ ン テ リ ア 科 床 仕 上 げ 科		
油 圧 装 置 調 整		染 色	染 色 科	菓 子 製 造		ス レ ー ト 施 工	ス レ ー ト 科		
テ ク ニ カ ル イ ラ ス ト レ ー シ ョ ン		ニ ッ ト 製 品 製 造	ニ ッ ト 科	製 麵	麵 科	熱 絶 縁 施 工	熱 絶 縁 科		
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図		婦 人 子 供 服 製 造	洋 裁 科	ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造	食 肉 科	カーテンウ ォール施 工	サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工 科		
金 属 プ レ ス 加 工	塑 性 加 工 科	紳 士 服 製 造	洋 服 科	水 産 練 り 製 品 製 造	水 産 物 加 工 科	ガ ラ ス 施 工			
工 場 板 金		和 裁	和 裁 科	み そ 製 造	発 酵 科	サ ッ シ 施 工	建 築 科 サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工 科		
建 築 板 金	塑 性 加 工 科 建 築 板 金 科	寝 具 製 作	寝 具 科	酒 造		ウ ェ ル ポ イ ン ト 施 工	さ く 井 科 土 木 科		
鉄 工	塑 性 加 工 科 造 船 科	帆 布 製 品 製 造	帆 布 製 品 科	建 築 大 工	建 築 科 枠 組 壁 建 築 科	電 気 製 図	電 気 科		
	構 造 物 鉄 工 科 鉄 道 車 両 科	布 は く 縫 製	縫 製 科	枠 組 壁 建 築		化 学 分 析	化 学 分 析 科 公 害 検 査 科		

(番)

職業訓練指導員講習受講申請書

令和 年 月 日

北海道職業能力開発協会長 様

〒 -

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

昭平 年 月 日 生

次の職種の職業訓練指導員講習を受けたいので関係書類を添えて申請します。

受講免許職種 _____ 科

実務経歴証明書

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ (印)

昭 平 年 月 日 生

上記の者は _____ 科の免許職種に関して下記のとおり
実務経験を有することを証明する。

(※新しいものから順に記入すること)

事業所名	地位職名	所在地	在職期間	職務内容
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
			年 月～ 年 月 (年 箇月)	
計			通算 (年 箇月)	

(証明者) 住 所 _____

団 体 名 _____

住 所
(代 表 者) _____ (印)

履 歴 書

令和 年 月 日

写 真	ふりがな				昭和 平成 年 月 日 (満 生 才)
申請前 6 箇月 以内に 無帽で正面上半身を撮っ た縦 4.5cm、横 3.5cm の ものを貼って下さい。	氏 名	(印)			
	本 籍				
	現 住 所	(〒) (電話)			
令和 年 月 撮影	勤 務 先	事業所名	(〒) (電話)		
		住 所			
区 分	学校、訓練校名	学科、訓練科	在 学 期 間	卒 修 中 業 了 退	
最終学歴			年 月 ~ 年 月 (年 箇月)		
訓練歴			年 月 ~ 年 月 (年 箇月)		
これまで取得した 職業訓練指導員免許		取得年月日	免許証記号番号	職 種 名	取得方法 ○で囲む
		年 月 日			試 申 48 験 請 H
職 歴 ※新しいものから 順に記入して下さい。	事業所名	職務内容	所 在 地	在 職 期 間	
				年 月 ~ 年 月 (年 箇月)	
				年 月 ~ 年 月 (年 箇月)	
				年 月 ~ 年 月 (年 箇月)	
				年 月 ~ 年 月 (年 箇月)	
				年 月 ~ 年 月 (年 箇月)	
	計			通算 (年 箇月)	

履歴書及びその他添付書類の記載内容に不正が認められたときは、その時点でそれまでの行為は無効になりますのでご注意ください。

職業訓練指導員講習受講資格証明書

(労働省告示第38号-14号、実務経験15年以上の者)

氏 名 _____ (印)

	受 講 理 由	証 明 者
1	既設の訓練科の訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。
2	新設予定の訓練科の訓練を担当するため。	”
3	新設予定の訓練施設において訓練を担当するため。	講習受付団体の長とし、証明する場合は、支庁あるいは業界、該当する事業所に確認の上、証明すること。
4	各事業所で行う分散訓練を担当するため。	職業訓練施設の施設長とする。

注) ①

上記の者は、_____の理由により職業訓練指導員として、職業訓練施設

(分散訓練の場合は該当事業所) において訓練を担当することを証明します。

令和 年 月 日

住 所 _____

(証明者) 団 体 名 _____

代表者名 _____ (印)

注) ①には上記の受講理由の該当する番号を記入して下さい。

職業訓練指導員講習受講資格証明書

(労働省告示第38号-14号、実務経験15年以上の者)

氏 名 _____ (印)

受講理由
委託訓練を担当するため。

上記の者は、 _____ で実施される

_____ 科委託訓練を担当することを証明します。

令和 年 月 日

委託訓練実施主体 (委託元)

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ (印)

委託訓練実施教育訓練施設 (委託先)

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ (印)

職業訓練指導員講習補講申請書

令和 年 月 日

北海道職業能力開発協会長 様

〒 _____
住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ (印)

昭 平 年 月 日 生

職業訓練指導員講習の補講を、次により受けたいので関係書類を添えて申請します。

免許職種名 _____ 科

※証 明 欄

前回の

受 講 地

受 講 番 号

受 講 月 日 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

確認機関及び担当者名 _____ (印)

※欄に申請者は記入しないで下さい。

北海道職業能力開発協会及び各地方協会所在地

協 会 名	所 在 地	電 話
北海道職業能力開発協会技能振興課	☎ 003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2386
渡島地方技能訓練協会	☎ 040-0042 函館市東川町1番2号 函館市職業訓練センター内	0138-23-2769
後志職業能力開発協会	☎ 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志総合振興局商工労働観光課内	0136-23-1362 (総合振興局労働係)
空知地方技能訓練協会	☎ 073-0025 滝川市流通団地3丁目6番23号 中空知地域職業訓練センター内	0125-24-1880
上川地方技能訓練協会	☎ 079-8610 旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内	0166-46-5278
留萌地方技能訓練協会	☎ 077-0014 留萌市南町1丁目17番地 留萌地域人材開発センター内	0164-42-2663
宗谷地方技能訓練協会	☎ 097-0005 稚内市大黒3丁目4番30号 稚内市総合勤労者会館2F	0162-23-5846
オホーツク管内職業能力開発協会	☎ 090-0836 北見市東三輪5丁目1-4 北見地域職業訓練センター内	0157-61-3116
胆振地方技能訓練協会	☎ 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 胆振総合振興局商工労働観光課内	0143-24-9588 (総合振興局労働係)
日高地方技能訓練協会	☎ 057-0005 浦河郡浦河町東町うしお2丁目3番1号 日高地域人材開発センター内	0146-22-2394
帯広地方職業能力開発協会	☎ 080-2462 帯広市西22条北2丁目29番4号 帯広職業能力開発センター内	0155-37-4936
釧路地方職業能力開発協会	☎ 084-0905 釧路市鳥取南7丁目2番20号 釧路地域職業訓練センター内	0154-52-1150
小樽地方職業訓練協会	☎ 047-0026 小樽市東雲町9番12号 小樽市事業内職業訓練センター内	0134-25-0177

各 総 合 振 興 局 ・ 各 振 興 局 所 在 地

総合振興局・振興局名	所 在 地	担 当 係	電 話
空知総合振興局	☎ 068-8558 岩見沢市8条西5丁目	商工労働観光課	0126-20-0060
石狩振興局	☎ 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	商工労働観光課	011-204-5827
後志総合振興局	☎ 044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎	商工労働観光課	0136-23-1362
胆振総合振興局	☎ 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号	商工労働観光課	0143-24-9588
日高振興局	☎ 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	商工労働観光課	0146-22-9281
渡島総合振興局	☎ 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎	商工労働観光課	0138-47-9462
檜山振興局	☎ 043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	商工労働観光課	0139-52-6641
上川総合振興局	☎ 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎	商工労働観光課	0166-46-5938
留萌振興局	☎ 077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 留萌合同庁舎	商工労働観光課	0164-42-8440
宗谷総合振興局	☎ 097-8558 稚内市末広4丁目2-27	商工労働観光課	0162-33-2528
オホーツク総合振興局	☎ 093-8585 網走市北7条西3丁目	商工労働観光課	0152-41-0635
十勝総合振興局	☎ 080-8588 帯広市東3条南3丁目	商工労働観光課	0155-27-8537
釧路総合振興局	☎ 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	商工労働観光課	0154-43-9181
根室振興局	☎ 087-8588 根室市常盤町3丁目28番地	商工労働観光課	0153-24-5619